

2019年9月1日

お取引先様各位

株式会社マイクロ・テクニカ

### 消費税法改正に伴う弊社対応のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、弊社における消費税等の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

#### 記

#### 1. 請求書の発行基準につきまして

請求書の税率につきましては、物販のお取引は「弊社から出荷する日付」、ご検収が必要なお取引は「貴社にて検収する日付」を基準に以下、①②の通りとさせていただきます。経過措置対象のお取引につきましては、検収日に関わらず③の通りとさせていただきます。

- ① 2019年9月30日までの出荷分(弊社出荷日)および9月30日までの検収分(貴社検収日)  
⇒**旧税率 8%を適用してご請求致します。**
- ② 2019年10月1日以降の出荷分(弊社出荷日)および10月1日以降の検収分(貴社検収日)  
⇒**新税率 10%を適用してご請求致します。**
- ③ 2019年3月31日までのご注文(注文書日付)またはご契約(契約書日付)分  
⇒**旧税率 8%を適用してご請求致します。**

#### 2. 前払い等によるお支払い済みのお取引につきまして

前払い等により既にお支払いが完了しているお取引につきまして、新税率の適用によりお支払金額の変更が必要なお取引がございましたら、旧税率との差額分を追加でご請求させていただきます。

以上